

【原 著】

中華人民共和国の特殊教育における随班就読の
実施状況とその課題

陳 依文 魏 梓羽 吉利 宗久

The Implementation of China's Children Learning in Regular Classrooms (LRC) in
Special Needs Education and Its Challenge

CHEN Yiwen, WEI Ziyu, YOSHITOSHI Munehisa

2022

岡山大学教師教育開発センター紀要 第12号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education
and Development, Okayama University, Vol.12, March 2022

中華人民共和国の特殊教育における随班就読の 実施状況とその課題

陳 依文※1 魏 梓羽※1 吉利 宗久※2

中国は、2008年に国連「障害者権利条約」を批准し、インクルーシブ教育の実現に向けた教育形態として随班就読を導入している。随班就読の展開により、障害のある児童生徒の就学問題に新たな変化がみられるはずであるが、その実態に関する継続的な分析は十分とはいえない。そこで、本研究は随班就読の導入経緯と実施状況に関する動向を分析することにより、その運用に関する今日的課題を明らかにすることを目的とした。その結果、随班就読の対象者は顕著な増加傾向を示していた。しかし、随班就読の担当教員に関するデータは公表されておらず、その実態を早急に把握することも課題である。特殊学校教員における人数や特殊教育専攻者数は着実な増加傾向がみられるものの、随班就読の担当教員の専門性の確立が求められている。また、随班就読の対象の拡大や基準の見直しも議論されており、さらなる教育環境の整備にも取り組まなければならないことを指摘した。

キーワード：中華人民共和国，特殊教育，随班就読

※1 岡山大学大学院教育学研究科大学院生

※2 岡山大学学術研究院教育学域

I はじめに

中華人民共和国（以下、中国）では、1978年の改革開放以降、経済成長を目指してきた。2020年におけるGDPランキングによれば、中国の国内総生産は16,642,318（百万・米ドル）であり、世界第2位である（国家統計局，2020）。経済の発展につれて、障害者の権利についての関心も高まっている。

2008年8月、中国は国連「障害者権利条約」（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）を批准した。条約の第24条では、インクルーシブ教育の必要性が述べられている。2010年、中国教育部の「国家中长期教育改革と発展計画綱要」（国家中长期教育改革和发展规划纲要）は、教育権の保障を掲げ、これまで以上に権利保障の重要性を強調するようになった。この教育に関する権利保障にむけて世界のインクルーシブ教育の実効性を分析しながら、中国の実態に即したインクルーシブ教育を実現しようとしている。中国において、インクルーシブ教育は「包容性教育」と訳されている（国連，2016）。そのほか、「融合教育」や「全納教育」などとも訳されることがある。

中国はインクルーシブ教育を実現するために、特殊教育制度の一部に随班就読を位置づけている。随班就読の教育形態を初めて提唱したのは、1980年代末に盲教育界の社会活動家である徐白倫と米国に留学して帰国した陳雲英である（呂，2014）。随班就読とは、障害のある児童生徒を通常学校の通常学級に通学させ、教育を受けさせる特殊教育の一形態である（陳，2003）。随班就読の概念は「障害者権利条約」の批准により、中国のインクルーシブ教育の手段として強調されている。随班就読の実施により、障害のある児童生徒の教育問題は少しずつ改善している。2020年に、障害のある児童生徒の就学率は95%以上に達した（教育部，2021）。

しかしながら、景（2014）によれば、中国特殊教育における随班就読は多くの課題を抱えている。随班就読は初期の段階にあり、地域によって発展の格差がある。また、随班就読を実施する際に、授業の質的な問題も存在している。さらに、呉（2004）は随班就読に関する研究は「権利としての特殊教育」の視点から進めるべきであると指摘している。そのため、随班就読の実態を十分に踏まえた上でのシステムのあり方について究明する必要がある。

中国では、随班就読の制度に関する研究は多くなったが、随班就読の実施状況を明らかにした文献は未だ少ない（曾，2010）。そこで、本稿は、特殊教育における随班就読の実施状況を把握し、インクルーシブ教育の実施における課題を明らかにする。

II 中国特殊教育発展の流れ

1 近代特殊教育の始まり

中国の障害のある児童生徒のための教育の起点と考えられているのは、1874年に盲学校「瞽叟通文館」（現北京市盲人学校）がスコットランドの宣教師ウィリアム・ムーン（Moon William）によって開設されたことである（教育部，1984）。これは中国全土で最も早く設立された特殊学校である。

1960年代には「盲聾啞教育」という表現が用いられ、視覚障害者、言語聴覚障害者のみを対象に、教育を行っていた（教育部，1984）。1970年代後半になり、知的障害のある児童生徒への教育が開始された。文化大革命の期間（1966-1976年）、機能停止に追い込まれていた教育部は、1980年に「特殊教育処」を設置し、障害のある児童生徒への教育を「特殊教育」と表すようになった（教育部，1984）。

1985年に、中国共産党中央委員会は「教育体制改革の決定」（第4部分）の中で、9年制（小学校6年・中学校3年）の義務教育を実質的に実行すると同時に、盲・聾・啞・身体障害および知的障害のある児童生徒の特殊教育を発展させる必要があるという方針を打ち出した。この決定で初めて身体障害や知的障害者に対する特殊教育の必要性に言及された（樊・柳，2020）。これまで視覚障害・言語聴覚障害にとどまっていた対象が拡大する方向が示された。翌1986年に公布された「義務教育法」のなかで正式に盛り込まれた。「義務教育法」の中で、教育を受ける対象の年齢は6歳から15歳までとされ、障害のある児童生

徒は「三残児童」、すなわち、視覚障害、言語聴覚障害、知的障害を含んでいた。

1988年に制定された「中国障害者事業5年工作綱要(1988年-1992年)」(中国残疾人事业五年工作纲要1988年-1992年)から、特殊教育に関する具体的な計画が作成された。「障害者事業」は国家全体の方針を定める国民経済社会発展計画綱要に合わせて5年ごとに国務院が作成することになった。

2 特殊教育の発展における随班就読の法制化

1988年に、全国特殊教育仕事会議(1回目)が開かれ、1989年には「特殊教育発展に関する若干意見」(关于发展特殊教育若干意见)(国務院, 1989)が発表された。「特殊教育発展に関する若干意見」では、「各地域の小学校は積極的に通常学校で学習できる障害のある児童を受け入れるべきである」という方針を打ち出した。ただし、その具体的な実践方法と内容は、まだ明確に示されていない。

1991年の「中華人民共和国障害者保障法」(中华人民共和国残疾人保障法)(以下、障害者保障法)により、障害のある人の教育権が保障されるようになった。そして、1994年の「障害者教育条例」(中华人民共和国残疾人教育条例)(表1)を通じて、随班就読が特殊教育の形態として正式に法制化されることになった。その後、国家教育委員会により「1994年随班就読試行方法」が規定され、対象や指導方法などが具体的に示された(表2)。

以上のことから、障害のある児童生徒が通常学級で教育を受ける随班就読が、義務教育における特殊教育の一形態として正式に認められることになった。

表1. 「障害者保障法」及び「障害者教育条例」による規定

1991年「障害者保障法」	第18条：障害のある児童生徒が教育を受ける権利がある。 第20条：特殊教育を普及する教育方針をとる。障害のある児童生徒に対する教育の形式を通常教育と特殊教育の二種類にわけ、児童生徒の能力に応じて教育を行う。
1994年「障害者教育条例」	第17条：障害のある児童生徒の義務教育の形態として①随班就読、②特殊学級、③特殊学校を規定した。

表 2. 障害のある児童生徒に随班就読業務を展開することに関する
施行方法（1994 年教育部）

-
1. 総則：随班就読の実施は、国の状況に適した障害のある児童生徒の義務教育の発展と普及のための重要な形態であり、地方の教育行政部門は随班就読を積極的に推進するべきことを規定する。
 2. 対象児童生徒：3つの障害に限定される。視覚障害のある児童生徒（視力を失っている者、弱視を含む）、聴覚言語障害のある児童生徒（聴力を失っている者、難聴を含む）、知的障害のある児童生徒（軽度とする。条件を満たしている学校は中度を含んでも可）である。
 3. 就学：通常学校は、障害のある児童生徒の随班就読を拒否してはいけないこと、各学級での随班就読生の受け入れは3名までに制限するなどの内容を盛り込む。
 4. 授業：学校は、随班就読生が全面的に発展するように支援を行い、個別化教育計画を作成・実施するべきことを規定する。
 5. 教員養成：地方の教育行政部門は、随班就読担当教員に対する事前研修と職務研修を行い、一般の中等師範学校に特殊教育課程を設置し随班就読担当教員の数を保障するべきことなどの内容を規定する。
 6. 保護者との連携：学校と学級担当教員は保護者と常に連携を保ち、障害のある児童生徒に関する情報交換を行い、保護者に対する研修を行うべきことを規定する。
 7. 教育管理：地方の教育行政部門は、随班就読の実施に対する管理を強化し、関連部門との連携を強化し社会の支持と支援を獲得しなければならないことを規定する。
-

Ⅲ 随班就読の実施状況

1 障害のある児童生徒の就学状況

前述の通り、1989年「特殊教育発展に関する若干意見」により、障害のある児童生徒に対する随班就読の試行が始められ、通常学級において教育を受ける機会が拡大した。また、1994年の「障害者教育条例」は、随班就読を特殊教育の形態として公式に導入した。それを踏まえ、2011年「障害者事業第十二次5カ年計画」は、随班就読と特殊学級を主体にしながら、特殊学校を補足的に活用する義務教育体系を継続的に実施することを述べた。

中国教育部（2021）に基づいて、2011年から2020年までの障害のある児童生徒の教育措置を図1に示す。それによれば、①特殊教育の実施状況を全体的にみると、特殊学校・学級の人数と随班就読の人数ともに増加傾向にある。これは、特殊学校などの教育機関の数が増加しているだけでなく、障害のある児童生徒が通常学校で教育を受ける機会が増加していることを示している。②最近の10年では、通常の学級に随班就読を利用している障害のある児童生徒数が特殊学校・学級に在籍しているものよりも多い傾向が続いている。③2013年

以降、特殊学校・学級の在籍人数と随班就読の人数の差は徐々に拡大し、2020年には随班就読を受ける児童生徒の数が特殊学校・学級の人数より34%多くなった。それは、随班就読が障害のある児童生徒の就学率を向上させる役割を果たしている可能性を示している。随班就読はインクルーシブ教育の一形態として中国の特殊教育の発展に重要な位置を占めようとしている。さらに、2011年「障害者事業第十二次5カ年計画」の構想が実現しつつあるとも言える。

特殊学校の人数も2011年の39万人から2020年には88万人に増加した。障害のある児童生徒の義務教育の就学率は95%以上に達している。表3に、2020年の特殊教育の状況を示す。それによれば、①特殊教育を受ける障害のある児童生徒の中で、58%が随班就読しており、半数以上が通常学級に在籍していることになる。②障害のある児童生徒の42%が特殊学校に在籍しており、インクルーシブ教育の発展にはまだ改善の余地があることを示している。③小学校、中学校を問わず、通常学校に通う障害のある児童生徒の99%以上は、随班就読で教育を受けており、障害のない児童生徒と一緒に学び、生活していることが示されている。

2 特殊学校における教員の人数と専門性

中国では、通常教育であれ特殊教育であれ、教育事業に従事するためには教員資格を取得することが前提となっている。しかし、特殊教育教員の中には、特殊教育に関する知識を体系的に学んでいない人が多いので、資格取得にはより一層の厳しさが求められる(李, 2013)。一方、雷(2016)によれば、教員の専門性は、特殊教育の専門教育を受けているか否かに反映される。一部(例えば、華東師範大学)の師範大学には特殊教育講座が設置されている。教員は、体系的な特殊教育の専門教育を受けることにより、理論的知識と技術・技能を備えることができる。

図2に、2011年から2020年までの特殊学校教員の数とそのうち特殊教育を専攻した教員を示す。これによれば、2011年の特殊学校教員数は41,433人から2020年には66,169人に増加している。そのうち、特殊教育専攻の人数は22,896人から52,043人に増加している。特殊学校の教員数の内訳を見ると、学歴が高卒の教員は2011年の3,482人から828人へ減少し、大卒の教員は37,347人から63,467人へ増加した。修士の学位を持つ教員数は2011年の482人から2020年1,872人へ増加した。また、図3によれば、特殊学校の教員に占める特殊教育専攻した教員は増加傾向であり、2011年の約55%から、2020年の73%へ増加した。

前述した通り、特殊教育を受ける障害のある児童ある児童生徒の中で、58%が随班就読を利用している。しかし、随班就読の教員の人数や専門性に関する資料はまだ公表されていない。随班就読の担当教員は主に小・中学校の教員である。これらの教員は短期間で特殊教育に関する研修を受けたが、特殊教育を専攻した教員のような体系的に専門知識を受けたことがない(雷, 2016)。そのため、随班就読の教員の専門性がより重視されるべきである。

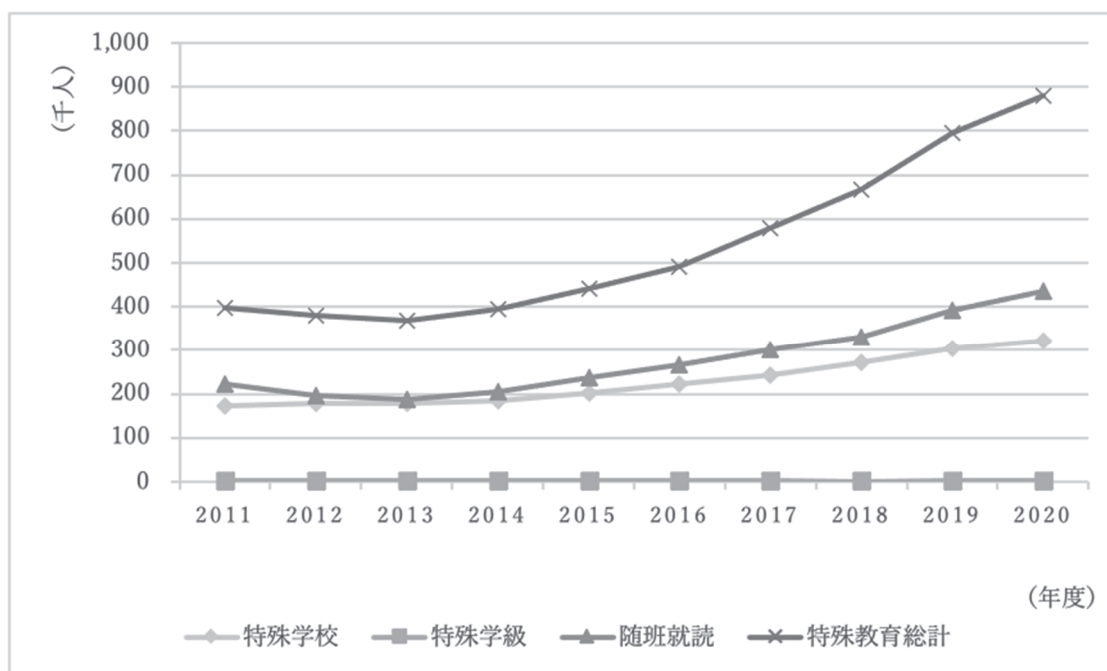


図1. 2011-2020年特殊学校・学級及び随班就読の在籍者数
出典) 教育部 (2011-2020) より作成

表3. 2020年における特殊教育措置別在籍者の状況

	特殊学校 (人)	通常学校		計 (人)
		特殊学級 (人)	随班就読 (人)	
初等教育 (1-6 学年)	320,755	3,039	300,688	303,727
		<1.0%>	<99.0%>	<100%>
中等教育 (1-4 学年)		918	135,068	135,986
		<0.7%>	<99.3%>	<100%>
計	320,755	3,957	435,756	760,468
	<42.18%>	<0.52%>	<57.29%>	<100%>

出典) 教育部 (2020) より作成

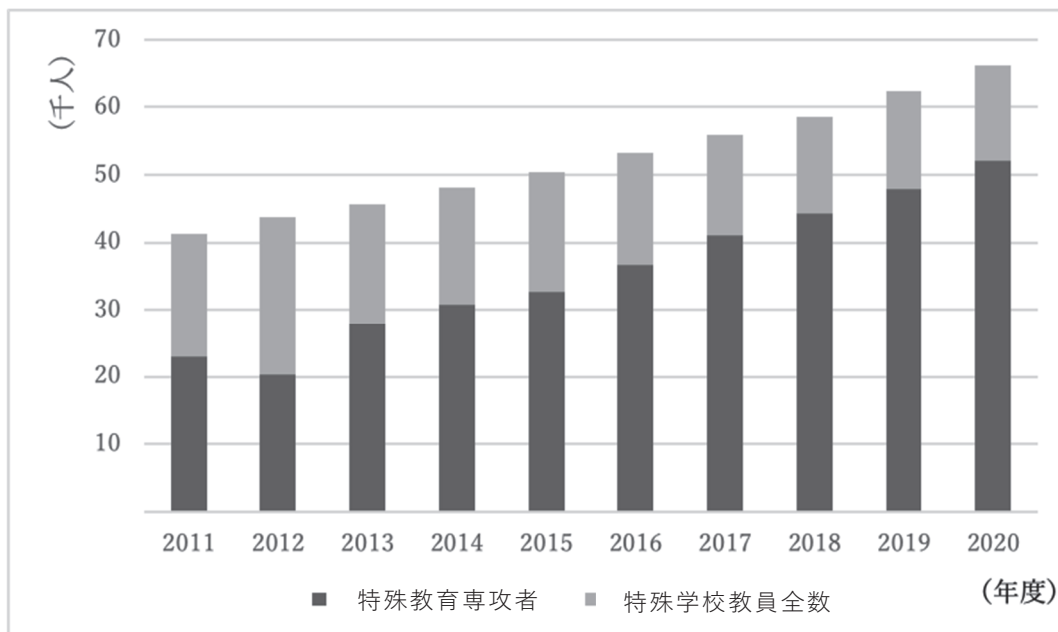


図 2. 特殊学校教員数及び特殊教育専攻者数の推移
出典) 教育部 (2011-2020) より作成

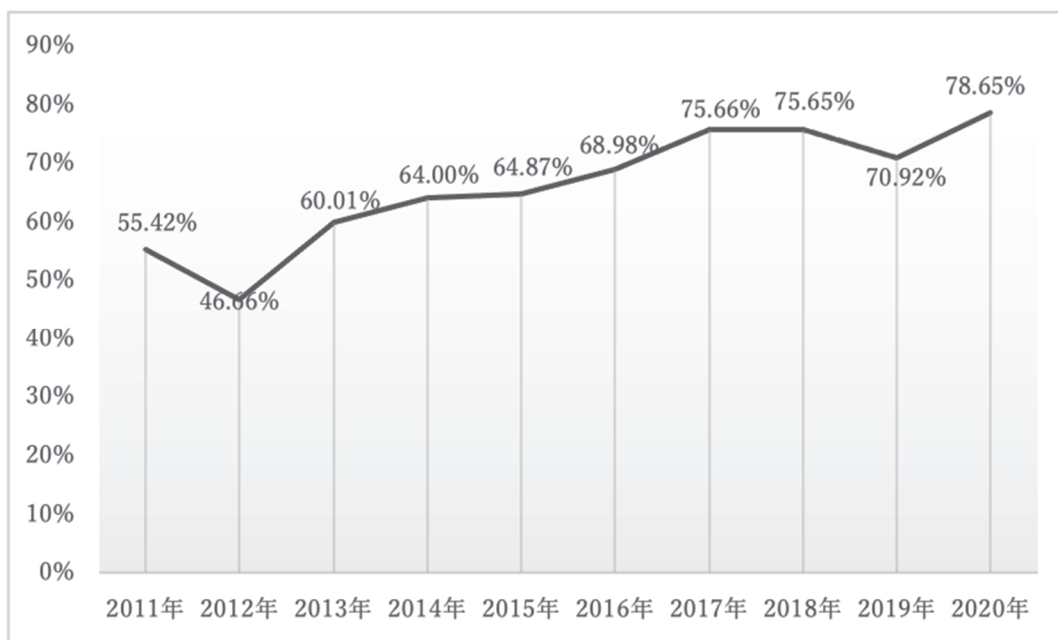


図 3. 特殊学校教員における特殊教育専攻者の割合の変化
出典) 教育部 (2011-2020) より作成

IV 考察

ここまで、中国の特殊教育の発展過程を整理し、随班就読を中心に現状を把握することで、インクルーシブ教育に関わる課題を捉えようとした。随班就読の現状と課題を以下に示す。

1 特殊教育の発展及び随班就読に関する法的整備

1874年に、中国の北京に設立された盲学校は、障害のある児童生徒に対する教育の起点となった。その後、1980年に、初めて「特殊教育」という用語が規定され、中国政府は障害のある児童生徒の教育を重視するようになり、教育制度の改革を次々に行った。1986年に公布された「義務教育法」では、特殊教育の対象として3つのカテゴリー（視覚障害・言語聴覚障害・知的障害）を設定した。しかし、これまでの特殊教育の発展は、「義務教育法」で規定された3つのカテゴリーの児童・生徒だけではなく、実際には発達障害や英才児童生徒の教育問題も注目されている。そのため、法的整備の観点から見れば、特殊教育の対象者が限定されている。

1988年11月に全国特殊仕事会議が開かれ、1989年3月に国家教育委員会による「特殊教育発展に関する若干意見」は随班就読の始まりとなった。その後、1994年7月に「障害者教育条例」は随班就読の対象を3つのカテゴリーに規定した。しかし、実際には、規定された対象以外の児童生徒も、特別な教育的ニーズを持ちながら通常学級に在籍している。例えば、趙（2009）は、通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒は少なくないが、このような児童生徒に対する適切な随班就読の支援が不足していると指摘した。また、馬（2013）は、外国籍の児童生徒は通常学級に在籍しているが、随班就読の対象になっていない現状を明らかにした。以上のことから、随班就読の対象が限定的であることがうかがえる。今後、インクルーシブ教育を推進する際に、随班就読の対象の基準を再検討し、対象を拡大するべきである。

2 随班就読を実施する上での課題

特殊教育における随班就読の対象者数が特殊学校および特殊学級に在籍する児童生徒の数より多い傾向が続いている。また、特殊教育の就学率から見ると、1987年における障害のある児童生徒の就学率は43%であったが、2020年には95%に達した（教育部、2021）。この結果は、崔・郑（2015）が行った随班就読に関する研究の結果と同じ傾向を示している。随班就読の制度が障害のある児童生徒の就学に対して、重要な役割を果たしている。

しかし、随班就読の実施にはまだ課題がある。随班就読によって一部の障害のある児童生徒の教育を受ける権利は確保されているものの、教育の質がおろそかになっているという指摘がある（呂ら、2004；崔・郑、2015）。また、厩（2017）によれば、随班就読の運用基準、経費や教育方法の準備が十分ではなく、障害のある児童生徒がただ通常学級に在籍しているだけの「随班混読」という状態に陥っている児童が数多く存在している。さらに、特殊教育の「回流」現象が起り、随班就読の児童生徒が特別な学校に戻り、随班就読は学校の管理者や

教員、仲間から離れ、孤立状態になってしまうことが多い(傅・肖, 2016; 白, 2018)。それは、特殊教育の医療モデルが深く根付いていることと、学校側のサポートが不足していることのためであると指摘されている(傅・肖, 2016)。

また、特殊学校の教員数や特殊学校の教員における特殊教育専攻者数が年々増加していることは明らかになったが、中国教育部は随班就読を実施する教員のデータを公表していないため、随班就読教員の現状を把握することができなかった。教員の専門性の欠如が随班就読の質に影響したという指摘もある(七田ら, 2005; 張, 2016; 顔, 2017)。しかし、通常学級の教員が特殊教育に関する認識が足りない現状がある。例えば、張(2016)によれば、多くの通常学級の教員が特殊教育における医療モデルに賛成し、障害のある児童生徒が特殊学校に行くべきだと考える者が、未だに多数派である。従って、随班就読教員の質を高めるために、師範大学における特殊教育講座を増加し、通常学級の教員に定期的な研修を行うという方法を考えるべきであろう。

文献

- 白瑞霞(2018) 融合教育背景下残疾儿童随班就读的合理发展. 中国教育学刊教育治理研究, 61-64.
- 陳雲英(2003) 全納教育の原型. 中国特殊教育, 2, 1-9.
- 崔明福・郑晓坤(2015) 中国の特殊教育における随班就読に関する研究. *Journal of special education & rehabilitation science*, 54 (4), 221-234.
- 邓猛・景时(2013) 从随班就读到同班就读: 关于全纳教育本土化理论思考. 中国特殊教育, 8, 3-9.
- 冯雅静, 李爱芬, 王雁(2016) 我国普通师范专业融合教育课程现状的调查研究. 中国特殊教育, 1, 9-15.
- 傅王倩・肖非(2016) 随班就读儿童回流现象的质性研究. 中国特殊教育, 3, 3-9.
- 国家统计局(2020) GDP 统计. <https://data.stats.gov.cn/search.htm?s=GDP>
- 国务院(2017) 《中华人民共和国残疾人教育条例》
<https://baike.baidu.com/item/中华人民共和国残疾人教育条例/5901080?fr=aladdin>
- 景时(2013) 中国式融合教育: 随班就读的文化阐释与批判. 华中师范大学教育学院博士学位论文.
- 小林昌之(2013) 中国の障害者教育と法. 『発展途上国の障害者教育—教育法制と就学実態』 調査研究報告書, 33-47.
- 雷江华・方俊明(2016) 特殊教育学(第二版). 北京大学出版社.
- 联合国大会(2006) 残疾人权利公约
<https://www.un.org/zh/documents/treaty/files/A-RES-61-106.shtml>
- 李拉(2015) 我国随班就读政策演进30年: 历程, 困境与对策. 中国特殊教育, 10, 16-20.

- 呂曉彤 (2014) 中国における「随班就讀」のシステムについて. 帝京科学大学紀要. 10, 159-162.
- 馬燦靖 (2013) 中国における常住外国人の子どもの受け入れ原則「随班就讀」に関する考察—上海市を事例として. 比較教育学研究. 47, 100-120.
- 真殿仁美 (2015) 問われる中国の障害児教育—なぜ, 中国は特殊学校を積極的に増やしているのか. 国研紀要. 146, 151-168.
- 七田怜・呂曉彤・高橋智 (2005) 中国における障害児の「随班就讀」の実態と課題—北京市の随班就讀推進モデル小学校調査を通して. 東京学芸大学紀要第1部門, 56, 243-268.
- 龐文 (2017) 我国残疾人融合教育的现状与发展研究. 残疾人研究理性探讨. 4, 35-43.
- 全国人民代表大会 (2008) 《中华人民共和国残疾人保障法》
<https://baike.baidu.com/item/中华人民共和国残疾人保障法/1519359>
- 全国人民代表大会 (2018) 《中华人民共和国义务教育法》
<https://baike.baidu.com/item/中华人民共和国义务教育法/2342357?fromtitle=义务教育法&fromid=1237453&fr=aladdin>
- 呉秋紅 (2004) 中国の障害児教育研究の分析—「随班就讀」に関する論文を軸に一. 立命館産業社会論集, 40 (1), 89-109.
- 張悦歆 (2016) 普校教师对残疾儿童随班就读的态度研究. 教育学报. 12 (3), 104-113.
- 曾潔・柘植雅義 (2011) 中国の小学校における「随班就讀」の実態と発達障害の理解に関する調査研究: 日本の小学校との比較を通して. 世界の特別支援教育. 25, 39-56.
- 中华人民共和国教育部 (2010) 国家中长期教育改革和发展规划纲要 (2010-2020)
http://www.moe.gov.cn/srcsite/A01/s7048/201007/t20100729_171904.html
- 中华人民共和国教育部 (2011-2020) 特殊教育数据统计
http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe_560/jytjsj_2019/
- 中华人民共和国教育部 (2020) 特殊教育学校数据统计
http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe_560/jytjsj_2020/
- 中国残疾人联合会 (1988) 中国残疾人事业五年工作纲要 1988-1992
<https://cyfd.cnki.com.cn/Article/N2006042794000226.htm>
- 中国残疾人联合会 (2011) 残疾人工作第十三次五年规划
<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1688272476496031098&wfr=spider&for=pc>
- 中国国家教育委员会, 国家计划委员会, 民政部, 财政部, 人事部, 劳动部, 卫生部和中国残疾人联合会 (1989) 关于发展特殊教育若干意见
http://www.moe.gov.cn/jyb_xxgk/moe_1777/moe_1778/201410/t20141021_180368.html

The Implementation of China's Children Learning in Regular Classrooms (LRC) in Special Needs Education and Its Challenge

CHEN Yiwen *1, WEI Ziyu *1, YOSHITOSHI Munehisa *2

In 2008, China ratified the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities. In order to attain inclusive education, it has positioned Children Learning in Regular Classrooms (LRC) as part of the special needs education system. With the implementation of LRC, the educational problems of students with disabilities have been gradually improved. It is necessary to conduct research on how the system should be based on the actual situation of LRC. However, there is a paucity of literature that clarifies the implementation status of it. The purpose of this study is to understand the implementation status of LRC in special needs education, and to clarify the issues in the implementation of inclusive education. The results of the study showed that the number of students in special needs education who were involved in LRC was larger than the number of students enrolled in special needs schools and special support class. It was also found that the number of teachers in special needs schools and the number of teachers participating in teacher training have been increasing year by year, but the Ministry of Education of the China does not publish data on teachers who conduct LRC, hence it was impossible to determine the current status of it. There are some problems in implementing LRC, and this is a question that should be considered.

Keywords : China, Special needs education, Learning in Regular Classrooms

*1 Student at the Graduate School of Education, Okayama University

*2 Graduate School of Education, Okayama University